○　企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件（令和八年金融庁告第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年六月十一日までに同委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第五項の規定に基づき金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年六月十一日までに同委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。